

情報提供

那医発第 42 号
令和 7 年 4 月 22 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 64 号

令和 7 年 4 月 15 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 敏



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正についての通知となっております。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和 7 年 4 月 4 日付沖医発第 59 号）の別紙に掲載されている医療機器が区分 A3 として承認されたこと等によるものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
（令和 7 年 4 月 4 日（日医発第 61 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 61号（保険）
令和 7 年 4 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和 7 年 3 月 31 日付け保医発 0331 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和 7 年 3 月 31 日付け保医発 0331 第 1 号）の別紙 4 ページに掲載されている医療機器が区分 A 3 として承認されたこと等によるものです（令和 7 年 4 月 4 日付け日医発第 63 号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
(令和 7 年 3 月 31 日付け 保医発 0331 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)

保医発 0331 第 2 号
令和 7 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

別添 2 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

1 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 1 款 E 1 0 1—2 (6) を次に改める。

(6) アミロイド P E T イメージング剤を用いた場合

ア 略

イ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記アの場合については、使用目的又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイド P E T イメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイド P E T イメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイド P E T イメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

ウ 略

エ 「5」のアミロイド P E T イメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び 18 か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに 1 回に限り算定できる。

オ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイド P E T イメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイド P E T イメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイド P E T イメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

カ・キ 略

2 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 1 款 E 1 0 1—3 (6) を次に改める。

(6) アミロイド P E T イメージング剤を用いた場合

ア 略

イ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記アの場合については、使用目的又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイド P E T イメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイド P E T イメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等について

は、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

ウ 略

エ 「4」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。

オ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

カ・キ 略

3 別添1の第2章第10部第1節第1款E101—4（5）を次に改める。

（5）アミロイドPETイメージング剤を用いた場合

ア 略

イ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記アの場合については、使用目的又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

ウ 略

エ 「3」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。

オ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬

品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

カ・キ 略

別添 2

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号) の一部改正について

- 1 別表 1 の I の「画像診断」の「フロルベタベン(18F)、フルテメタモル(18F)又はフロルベタピル(18F)注射剤合成装置」の項を次のように改める。

特定診療報酬 算定医療機器 の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称			
フロルベタベン(18F)、フル テメタモル(18F)又はフ ロルベタピル(18F)注射剤 合成装置	機 械 器 具 (10)放射 性 物 質 診 療 用 器 具	放射性医薬 品合成設備	アミロイド PET に使用するフロ ル ベ タ ベ ン (18F)、フルテメ タモル(18F)又は フロルベタピル (18F)注射剤を合 成可能なもの	E101-2	ポジトロン断層撮影 5 アミロイドPET イメージング剤を用 いた場合(一連の検査 につき)
				E101-3	ポジトロン断層・コンピ ューター断層複合撮影 (一連の検査につき) 4 アミロイドPET イメージング剤を用 いた場合(一連の検査 につき)
				E101-4	ポジトロン断層・磁気共 鳴コンピューター断層 複合撮影(一連の検査に つき) 3 アミロイドPET イメージング剤を用 いた場合(一連の検査 につき)

(別添 1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 3 部 (略) 第 4 部 画像診断 1～6 (略) 第 1 節 (略) 第 2 節 核医学診断料 1～3 (略) E 1 0 0～E 1 0 1 (略) E 1 0 1－2 ポジトロン断層撮影 (1)～(5) (略) (6) アミロイド P E T イメージング剤を用いた場合 ア (略) イ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のう ち、上記アの場合については、使用目的又は効果として、 <u>アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われ</u> <u>る患者の脳内アミロイドベータブランクの可視化に用いる</u> <u>放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるもの</u> <u>として薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 3 部 (略) 第 4 部 画像診断 1～6 (略) 第 1 節 (略) 第 2 節 核医学診断料 1～3 (略) E 1 0 0～E 1 0 1 (略) E 1 0 1－2 ポジトロン断層撮影 (1)～(5) (略) (6) アミロイド P E T イメージング剤を用いた場合 ア (略) イ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合につ いては、使用目的又は効果として、 <u>アミロイド P E T イメ</u> <u>ージング剤の製造に使用するものとして薬事承認又は認証</u> <u>を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイド P</u> <u>E T イメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算</u> <u>定する。ただし、アミロイド P E T イメージング剤の製造</u>

用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

ウ (略)

エ 「5」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。

オ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

ウ (略)

エ 「5」の「ロ」イ以外の場合については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。

(新設)

カ・キ (略) (7)・(8) (略) E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき) (1)～(5) (略) (6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 ア (略) イ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、<u>上記アの場合</u>については、使用目的又は効果として、<u>アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータブラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるもの</u>として薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ウ (略) エ 「4」の<u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 (一連の検査につき)</u>については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれ	オ・カ (略) (7)・(8) (略) E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき) (1)～(5) (略) (6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 ア (略) イ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合については、使用目的又は効果として、<u>アミロイドPETイメージング剤の製造に使用するもの</u>として薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ウ (略) エ 「4」の「ロ」イ以外の<u>場合</u>については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。
--	---

の場合につき、さらに1回に限り算定できる。

オ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

カ・キ (略)

(7)・(8) (略)

E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)

(1)～(4) (略)

(5) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合

ア (略)

イ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記アの場合については、使用目的又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等につい

(新設)

オ・カ (略)

(7)・(8) (略)

E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)

(1)～(4) (略)

(5) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合

ア (略)

イ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合については、使用目的又は効果として、アミロイドPETイメージング剤の製造に使用するものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成

ては、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

ウ (略)

エ 「3」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。

オ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

カ・キ (略)

(6)・(7) (略)

E101-5・E102 (略)

及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

ウ (略)

エ 「3」の「ロ」イ以外の場合については、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与終了の可否を検討する場合及び18か月を超える投与継続の可否を検討する場合は、それぞれの場合につき、さらに1回に限り算定できる。

(新設)

オ・カ (略)

(6)・(7) (略)

E101-5・E102 (略)

第3節 (略)	第3節 (略)
第5部～第14部 (略)	第5部～第14部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)

(別添 2 参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」 (令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号) の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
(別表 1) I 医科点数表関係 医学管理等～検査 (略) 画像診断						(別表 1) I 医科点数表関係 医学管理等～検査 (略) 画像診断					
特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義		その他の 条件	対応する診療報酬 項目		特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義		その他の 条件	対応する診療報酬 項目	
	薬事承認上の位置付け						薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称					類別	一般的名称			
フロルベ タベン ^(18F) 、 フルテメ タモル ^(18F) 又は フロルベ タピル ^(18F) 注射剤 合成装置	機械器 具 (10) 放射 性物質 診療用 器具	放射性医薬 品合成設備	アミロイド PET に使用 するフロル ベタベン ^(18F) 、フル テメタモル ^(18F) 又は フロルベタ ピル ^(18F) 注射剤を合 成可能なもの	E101 -2	ポジトロン 断層撮影 5 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合 (一 連の検査に つき)	フロルベ タベン ^(18F) 、 フルテメ タモル ^(18F) 又は フロルベ タピル ^(18F) 注射剤 合成装置	機械器 具 (10) 放射 性物質 診療用 器具	放射性医薬 品合成設備	<u>効能又は効 果としてアル ツハイマ ー病による 軽度認知障 害及び軽度 の認知症の 進行抑制を 有する医薬 品の投与の 要否を判断 する目的で 実施される</u> アミロイド PET に使用 するフロル ベタベン ^(18F)	E101 -2	ポジトロン 断層撮影 5 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合 (一 連の検査に つき)
				E101 -3	ポジトロン 断層・コン ピューター 断層複合撮 影 (一連の 検査につき) 4 アミロ					E101 -3	ポジトロン 断層・コン ピューター 断層複合撮 影 (一連の 検査につき) 4 アミロ

					イドPET イメージン グ剤を用い た場合（一 連の検査に つき）				¹⁸ F）、フル デメタモル （ ¹⁸ F）又は フロルベタ ピル（ ¹⁸ F） 注射剤を合 成可能なも の		イドPET イメージン グ剤を用い た場合（一 連の検査に つき）
				E101 -4	ポジトロン 断層・磁気 共鳴コンピ ューター断 層複合撮影 （一連の検 査につき） 3 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合（一 連の検査に つき）				E101 -4	ポジトロン 断層・磁気 共鳴コンピ ューター断 層複合撮影 （一連の検 査につき） 3 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合（一 連の検査に つき）	
注射～放射線治療（略） Ⅱ 歯科点数表関係（略）						注射～放射線治療（略） Ⅱ 歯科点数表関係（略）					